利用許諾条項（映画録音・映画上映）

（総則）
第1条　一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）と、甲の定める映画録音又は映画上映利用申込書（電磁的な方法によるものを含む。以下「申込書」という。）を提出した者（以下「乙」という。）との間の、甲が、映画への録音（映画館その他の場所において公に上映することを目的として、記録媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、その固定物を増製し、又はそれらの固定物により頒布することをいう。ただし、広告目的で行う複製を除く。以下同じ。）又は上映に係る著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）の映画への録音又は上映利用（国内において映画を公に映写することに伴って当該映画において固定されている音を再生することをいう。以下同じ）に関する利用許諾契約（以下「本契約」という。）は、本利用許諾条項（本契約の内容とすることを目的として甲が準備したこの利用許諾条項をいう。以下同じ。）を内容とします。

（利用許諾）
第2条　甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、申込書記載の範囲内において、申込書記載の映画（以下「本映画」という。）について、管理著作物を映画への録音により利用し、又は本映画に固定された管理著作物を上映により利用することを許諾します。この場合、甲は、乙に対し、映画録音又は上映利用許諾書（電磁的な方法によるものを含む。）を交付します。
2　前項の許諾は、映画への録音については請求書の発行日（以下「請求日」という。）、上映については上映開始日における管理著作物を対象とし、甲が乙に交付する利用許諾書の作品名欄に「JASRAC」と表示されたものに限定されます。
3　第1項の規定による映画への録音の許諾には、本映画に当該管理著作物の歌詞又は楽譜を可視的に固定することを含むものとします。
4　第1項の規定による許諾は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を一切含みません。
5　乙の都合により、申込書に記載した内容を変更する場合は、遅滞なく変更する内容を書面により甲に報告し、甲の承諾を得なければなりません。

（本契約に係る申込みの取消し）
第3条　製作の中止その他の理由による本契約の申込み自体の取消しは、取消事由の発生後、乙が直ちにその理由を付した書面をもって通知し、甲がこれを承諾したときに限り認められます。

（使用料の支払義務）
第4条　乙が、第2条第1項の利用許諾の対価として甲に支払う著作物使用料は、甲の使用料規程に基づき算定した額とします。
2　甲が使用料規程を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、甲は、その変更に基づき著作物使用料を算出します。
3　乙は、甲に対し、第1項に規定する著作物使用料を、請求日から30日以内（甲が請求書において支払期限を指定する場合は、その指定した日まで。）に、甲の事務所に持参、送金又は甲が別途認める方法により支払わなければなりません。その支払費用は、乙の負担とします。
4　映画への録音については請求日に、上映については上映開始日に管理著作物でなかった音楽著作物がその後に管理著作物となった場合において、乙が当該著作物の利用につき、その利用時の著作権者（以下この項において「当時の著作権者」という。）から許諾を得ておらず、かつ、当該当時の著作権者が当該無許諾利用に係る乙に対する著作物使用料相当額の金銭債権の行使を甲に委任したときは、甲は、乙に対し、当該著作物使用料相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。

（前受使用料）
第5条　甲は、本利用許諾条項に定める乙の義務の確実な履行を担保するために必要と判断したときは、乙に対し、申込書の記載内容に基づき甲が算出した概算使用料（以下「前受使用料」という。）を申込書の提出と同時に甲に支払うことを、第2条第1項の許諾の条件とします。
2　甲は、前受使用料を著作物使用料に充当します。この場合において、過払額が生じたときは、甲は、乙に対し、利息を付さずに当該過払額を返還するものとします。また、不足額が生じたときは、乙は、甲に対し、当該不足額をその請求日から30日以内（甲が請求書において支払期限を指定する場合は、その指定した日まで。）に甲の事務所に持参、送金又は甲が別途認める方法により支払うものとします。その支払費用は、乙の負担とします。

（遅延損害金等）
第6条　乙が、第4条の規定に違反して使用料の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該使用料のほかに年率14.6％（1年を365日とする日割計算）相当額を遅延損害金として支払わなければなりません。
2　乙の本契約違反により第三者に損害が生じたときは、乙がその責任を負わなければなりません。

（証憑書類等の提出）
第7条　乙は、乙が映画への録音により利用する管理著作物のうち、原出版者又は著作者と、映画への録音について直接契約を交わした外国曲があり、甲がその確認のため証憑書類（直接契約書の提示又はその写しの提出。）を求めた場合には、直ちにこれに応じなければなりません。

（法令の遵守）
第8条　乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除、その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作者人格権を侵害してはなりません。
2　乙は、著作権法第96条に規定する複製権が第三者に帰属しているレコード（著作権法第2条第1項第5号に規定するレコードをいう。）を音源として、 第2条第1項の規定における映画への録音を行うときは、乙の責任において、当該第三者の許諾を得なければなりません。
3　乙は、本契約の成立に当たっては、前2項のほか関連する法令を遵守しなければなりません。

（利用状況等調査の便宜供与義務）
第9条　甲の職員又は甲の指定する者が管理著作物の利用状況等の調査のため、証憑書類等の閲覧を求めたときは、乙はこれに同意し、必要な便宜を与えなければなりません。
2　甲は、本利用許諾に基づき乙等から開示を受けた情報を秘密として扱い、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

（許諾の取消し）
第10条　甲は、本映画の製作又は上映開始前に、乙が本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると甲が合理的に判断したときは、乙に対し、催告することなく直ちに書面により第2条第1項の規定による許諾を取り消すことができるものとします。

（期限の利益の喪失）
第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。
⑴　手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押・仮処分・強制執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。
⑵　営業を廃止し、又は合併によらないで解散したとき。
⑶　その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。
2　本契約が解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第4条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。

（契約の解除）
第12条　甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくても、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとします。
2　乙が本契約に規定する義務に違反したとき（申込書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。）は、甲は10日間の猶予期間を付した書面によりその是正又は履行を催告し、乙がその期間内に是正又は履行しなかったときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、民法第95条及び96条の適用を妨げないものとします。
3　民法第542条第1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。

（契約解除等の効果）
第13条　本契約が解除その他理由の如何を問わず終了したときは、乙は、管理著作物の利用を直ちに中止しなければなりません。
2　前項の規定により、本契約が終了したにもかかわらず、乙が管理著作物の利用を継続したときは、乙は、使用料相当損害金（損害賠償金又は不当利得金）を支払わなければなりません。

（個人情報の利用目的）
第14条　甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。
⑴　音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
⑵　音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討･実施、調査研究及び広報
2　乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

（権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止）
第15条　乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

（合意管轄）
第16条　本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、甲の本部の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（2020.4）